



# 金 沢 市 公 報

号外第15号の2

令和5年(2023年)9月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	1
○金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改 正する規則 (農業水産振興課)	2
○金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正す る規則 (予 防 課)	2
●消防局訓令甲	
○消防同意等事務処理規程の一部改正について (予 防 課)	3

●消防局告示	
○金沢市消防局における金沢市情報通信技術を 活用した行政の推進に関する条例施行規程 (消防総務課)	3
●病院事業管理規程	
○金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局)	4

## 規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月19日

金沢市長 村 山 卓

### ●金沢市規則第38号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第53条第1項中「歳入」を「同項各号に掲げる歳入」に、「徴収又は」を「徴収若しくは」に、「市税(県民税を含む。)」を「地方税等(」に、「同じ」を「市税等」というに改め、同条に次の1項を加える。

4 令第158条の2第1項に規定する規則で定める歳入は、同項第3号に掲げる負担金のうち、第3条第1項の規定により定める歳入予算の項の区分において、負担金(国庫負担金及び県費負担金を除く。)の項に含まれる歳入とする。

第53条の2の見出し及び同条第2号中「市税」を「市税等」に改める。

第55条第1項中「様式第27号」の次に「又は様式第27号の2」を加え、同条第2項中「市税の」を「市税等の」に、「市税収納受託者」を「市税等収納受託者」に改める。

第122条の3の見出し及び同条第1項中「市税収納受託者」を「市税等収納受託者」に改める。

様式第27号の2第1葉中「税目」を「科目」に、「  
金沢市市税収納受託者」を「金沢市公金受託者  
金沢市市税等収納受託者」に

改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第27号の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。  
第6条第3項及び第4項中「市税収納受託者」を「市税等収納受託者」に改める。  
第39号様式ア(表)中「金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市市税収納受託者」を「金沢市指定金融機関等」に改める。
- 前項の規定による改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則第39号様式により作成された固定資産税及び都市計画

税の納税通知書は、同項の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則第39号様式による固定資産税及び都市計画税の納税通知書とみなす。

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月19日

金沢市長 村 山 卓

### ●金沢市規則第39号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次及び第6章の章名中「公正」の次に「かつ円滑な実施」を加える。

第67条の次に次の1条を加える。

（報告の徴収）

第67条の2 市長は、競馬の公正を確保するため必要があると認めるときは、調教師、騎手又はきゅう務員に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

2 市長は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、馬主、調教師、騎手又はきゅう務員に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

第68条に次の1項を加える。

2 馬主が競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行ったことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、当該馬主の所有する馬（共有馬を含む。）の出走を停止することができる。

第72条第1項中「きゅう務員の」を「きゅう務員が」に改め、同項に次の2号を加える。

(10) 競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行ったことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。

(11) 第67条の2の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告せず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出したとき。

第72条第2項中「調教師、騎手又はきゅう務員に対して」を「者に」に、「執ることがある」を「とることができる」に改める。

第87条第2項中「第5号」の次に「、次項」を加え、同項第3号中「法第31条第1号若しくは法第33条第2号」を「第31条第1号若しくは第34条」に、「これ」を「これら」に改め、同条に次の1項を加える。

3 取締委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、競馬場への入場を拒否することができる。

(1) 競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行ったことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる行為をした者

(2) 第67条の2の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告せず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者

第88条第2項第1号中「前条第2項各号」の次に「又は第3項各号」を加える。

第90条中「公正」の次に「かつ円滑な実施」を加える。

第92条中「害することの」を「害し、及び競馬の円滑な実施に支障を及ぼすことが」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第87条第2項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月19日

金沢市長 村 山 卓

### ●金沢市規則第40号

金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市火災予防条例施行規則（昭和37年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2号様式の2中

	屋内（階）・屋外	有・無	m <sup>3</sup>		有・無
電	圧	V	全出力又は定格容量		KW AH・セル

を

	屋内（階）・屋外	有・無	m <sup>3</sup>		有・無
電	圧	V	全出力又は蓄電池容量		kW kWh

に改め、

同様式の備考第4項中「定格容量の」を「蓄電池容量の」に、「定格容量を」を「蓄電池容量（定格容量）を」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2号様式の2は、令和6年1月1日以後に設置の工事に着手する蓄電池設備について適用し、同日前に設置の工事に着手した蓄電池設備については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前において、令和6年1月1日以後に設置の工事に着手する蓄電池設備に係る金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）第44条の規定による設置の届出（以下「設置の届出」という。）をしようとする者は、改正後の第2号様式の2の例により当該設置の届出をするものとする。
- 4 この規則の施行の際現に存する改正前の第2号様式の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第2号

消 防 局  
消 防 署

消防同意等事務処理規程（平成12年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月19日

金沢市消防長 蔵 義 広

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和2年規則第59号）第3条第1項に規定する市長が別に指定するシステム（以下「指定システム」という。）を通じて前項の届出があった場合においては、当該届出が到達し、かつ、その内容が設備等技術基準に適合している旨を電子メール及び当該指定システム（以下「電子メール等」という。）を通じて届出者に通知することをもって当該返却に代えるものとする。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、指定システムを通じて前項の届出があった場合においては、当該届出が到達し、かつ、その内容が設備等技術基準に適合している旨を電子メール等を通じて届出者に通知することをもって当該返却に代えるものとする。

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

消 防 局 告 示

●金沢市消防局告示第2号

金沢市消防局における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年9月19日

金沢市消防長 蔵 義 広

金沢市消防局における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程  
金沢市消防局における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号）の施行につ

いては、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和2年規則第59号）の例による。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年9月19日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第7号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

様式第18号その1第1葉中

「金沢市病院事業管理者」を「金沢市病院事業管理者  
登録番号」に、

「

金 額	円
-----	---

」を

「

金 額	円 (うち消費税等相当額 円)
-----	--------------------

」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に交付された改正前の様式第18号その1による納入通知書は、改正後の様式第18号その1にかかわらず、なおその効力を有する。

令和5年(2023年)9月19日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄